

# 資料 5



各管区警察局保安（公安）部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁生環発第259号  
平成12年12月26日  
警察庁生活安全局生活環境課長

## 遊技料金の解釈について

見出しの件については、下記のとおりであるので、了知の上、遺憾のないようにされたい。

### 記

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第19条に規定する遊技料金の基準として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第29条第1項第2号に定める金額は、消費税額及び地方消費税額を含まないものと解する。

